



2023年度 研究活動及び研究費に係る不正防止講習会

公正な研究活動を確保するための行動規範

生命科学研究における不正行為（研究データ等のねつ造、改ざん、盗用並びに不適切な投稿及び出版をいう。）は、真実の探求を積み重ね、新たな知を想像していく営みである科学の本質に反するものであり、研究に対する社会の信頼を損なうのみでなく、科学の発展を妨げ、冒瀆するものであって許すことのできないものである。真理を追求することを使命とする科学者にとって、その存在意義に全く反する行為であり、科学研究者のみならず、科学研究そのものに対する社会からの支持を失うことになる。

研究活動における不正行為

捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

実験を行っていないにも拘らず、あたかもその結果で得られたデータのように装い、発表するなど。

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

仮説に合うように数値を操作したり、画像の切り貼りを行うなど。

盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

既に発表されている論文やWebサイト上の記載を適切な引用をせず、自身の文章として論文に転載するなど。

これらの行為は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」において、**特定不正行為**として定義され、罰則の対象とされています。



研究活動における不正行為

特定不正行為以外のこれらの行為も不正行為です。

不適切な投稿
及び出版

一部でも同一内容を含む論文を複数作成して異なる雑誌に投稿すること、又は第一著者を別人物にしてほぼ同じ内容の論文を複数作成して投稿すること

二重出版や二重投稿、サラミ出版など

不適切な
オーサーシップ

研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げることに、又は著者としての資格を有する者を除外すること

「ギフトオーサーシップ」「ゴーストオーサーシップ」など



ダメ!

研究活動の不正行為を行った者への応募資格制限

岡山大学教授による研究活動上の不正行為（捏造・改ざん）の認定

調査対象論文の計113か所の画像・グラフ・図等について、論文に記載した動物の数を用いた実験を実際には行っておらず、実在しない偽りの結果を論文上で示した故意等による捏造が認められた。

被認定者からは科学的根拠に基づく説明がなく、また、実際に入手した動物数と実験に必要な動物数との間に大きな乖離があることから、当該論文自体が相当広い範囲にわたって研究活動が実際に行われずに、架空の実験結果で構成されており、相当数の図表で故意による捏造、改ざんが行われたと判断した。

《発生要因》

被認定者は、本来確保されるべき研究公正を著しく軽視し論文作成を行い、科学者としてあるべき真摯さや誠実な姿勢からかけ離れたものであったこと。

科学者として当然に備えるべき「科学会に対して真正なる結果を報告する」という意識、倫理観が欠如していたこと。

《配分機関が行った措置》

資金配分機関は提供した資金のうち、不正が確認された論文に直接関係する費用の返還を求めた。配分機関が実施する事業への申請及び参加資格を7年間制限する措置を講じた。

研究活動の不正行為を行った者への応募資格制限

麻布大学教員による研究活動上の不正行為（捏造・改ざん）の認定

該当論文に係る写真の切り貼りや不適切な画像処理に関し、科学的な根拠に基づいた説明ができなかったことから改ざんを認定。また、該当論文について捏造を自認したことおよび論文の根拠となる生データを提出できないまたはデータが欠落しており捏造ではないことを証明できなかったことから捏造を認定。研究に関与していないものを共著者としたこと、研究に寄与していないにもかかわらず共著者に加わることを結果的に承認したことから不適切なオーサーシップを認定した。

《発生要因》

被告発者は対外的な業績（論文数、科研費獲得状況）を維持することに執着していた傾向があり、研究の科学的目的から社会的評価へと研究の動機づけが変化したと考察されること。

被告発者がすべての決定権を単独で有し、データ加工、論文執筆から投稿までを繰り返し経験することで、次第に研究倫理の重要性よりも唯我独尊的な研究姿勢を優先するようになったと考えられること。

《配分機関が行った措置》

資金配分機関は提供した資金のうち、不正が確認された論文に直接関係する費用の返還を求めた。配分機関が実施する事業への申請及び参加資格を**10年間**制限する措置を講じた。

不正行為防止のための取組

医学研実験ノートの運用

対象：医学研職員で、実験・研究を行っている研究員及び研究補助員等（研修生を含む）
医学研の研究員として外部研究費を獲得している客員研究員及び協力研究員



研究協力者は対象外

医学研ノートは原則医学研で保管することになっています。
研究員が転出される場合であっても、持ち出しはできません。



不正行為防止のための取組

論文の事前点検制度

Sランク以上の科学雑誌に投稿し、
revise段階になった原著論文を対象に開催

研究倫理教育の実施

- APRIN eラーニングプログラムの受講
- 研究活動及び研究費に係る不正防止講習会の実施
- ラボミーティング等を活用した研究倫理教育・コンプライアンス推進教育を実施。

研究費の不正使用

- **故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用**
- **競争的研究費等の交付の決定の内容やこれに付した条件に違反した使用**

研究費の不正使用

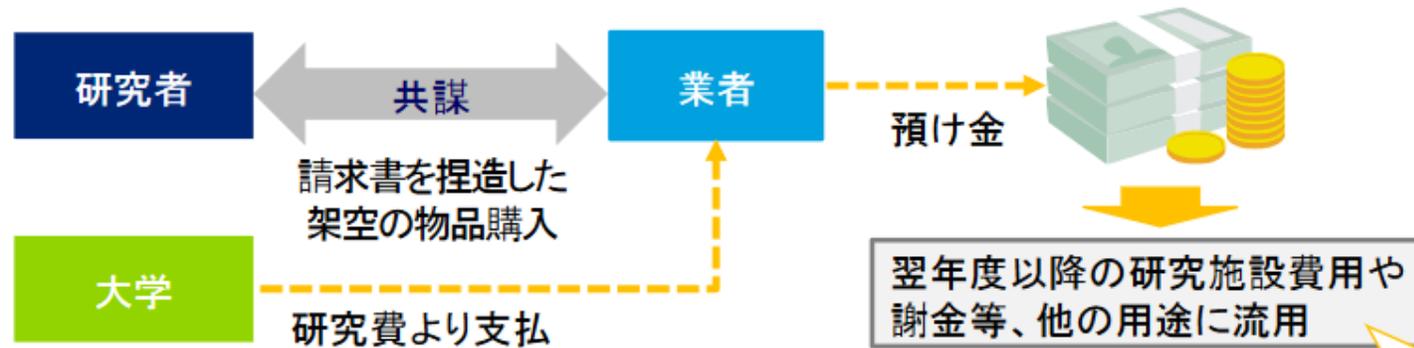
不正使用	具体的事例	不正使用	具体的事例
預け金	<ul style="list-style-type: none"> ・納入業者と結託し、架空の発注を行い、支払われた経費を業者に管理させ、他の物品等の納品、支払いに充てる。 ・業者による納品物の持ち帰り等により検収をすり抜けて、その資金を預け金とする。 	カラ謝金(給与)	<ul style="list-style-type: none"> ・実態として研究補助者を雇用していないにも関わらず、謝金や給与を支出し、研究補助者から当該謝金や給与を返還させる。 ・研究補助者に実態より多い労働時間を出勤簿に記入させ、それと実態の差額を研究補助者から返還させる。
プール金	<ul style="list-style-type: none"> ・架空の備品等の発注を行い、支払われた研究資金を納入業者から研究者に還元させ、そのお金を研究室、個人などで管理し、他の目的に流用する。 ・カラ出張やカラ謝金(給与)により捻出する。 	目的外使用	<ul style="list-style-type: none"> ・研究目的に関係がない物品等を購入し、目的外に使用する。研究目的に沿っているが研究に使用せず、私的に使用する場合も含まれる。
カラ出張	<ul style="list-style-type: none"> ・出張がない、出張をキャンセルしたにもかかわらず、出張申告、報告書を提出して旅費を受領する。 ・日程が短くなったが、変更手続きをせず、当初計画どおりとして、報告書を提出して旅費の差額を受領する。 ・事務手続きの窓口が異なる複数の予算で、同じ日程の出張手続きを行い、重複受給を行う。 ・正規の航空料金で購入して、その請求書で手続きを行い、一方で、航空券をキャンセルし、格安な航空券を購入して、差額を受給する。 	換金	<ul style="list-style-type: none"> ・換金性の高い電子機器等を購入し、売却して現金化する。 ・物品確認の際、他の物品等で代用して発覚を逃れる。
		書類の書換え(差換え、品替え、品転)	<ul style="list-style-type: none"> ・業者に虚偽の請求書等を作成させることにより、所属機関から研究費を支出させ、実際には契約した物品とは異なる物品に差し替えて納入させる。または、虚偽の検収を行って、支払いさせる。 ・正規な書類の内容を偽造する。
		期ずれ	<ul style="list-style-type: none"> ・納品日を故意に偽った納品書を業者に作成させ、研究費から支払い手続きを行う(昨年度に発注、納品させていたが、今年度に手続きしたことにする。来年度に手続きをするとして、今年度に納品だけさせる、等)。



研究費の不正使用の具体例

① 架空発注と預け金

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。
適切な発注・検収を行うことで、不正使用を発見・防止できます。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、**研究費を自由に使用したかった**(動機)
- 発注から検収までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

私的流用の有無に関わらず、不正使用に該当します！

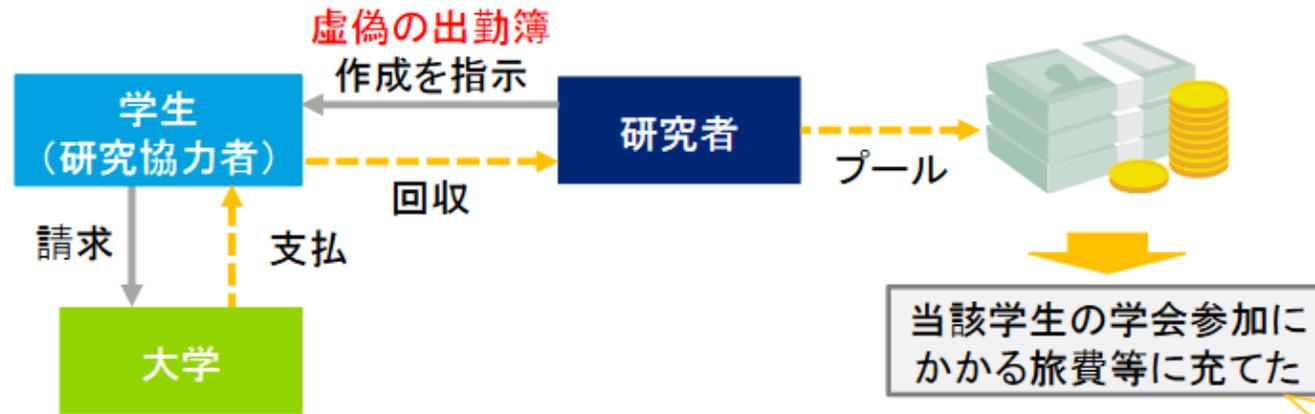
文科省HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221226-mxt_kibanken01-1350200_1.pdf

- 発注段階から支出財源を特定するため、**100万円未満を研究者発注の限度額とし、研究者が発注した内容を事務局に送付。**
- **納品時に事務局で全品検収**を行い、検収した物品にマーキング。

研究費の不正使用の具体例

② 架空人件費（謝金）

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、**研究費を自由に使用したかった**（動機）
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

私的流用の有無に関わらず、不正使用に該当します！

文科省HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221226-mxt_kibanken01-1350200_1.pdf

- 研究協力者の出務表は事務局で管理し、来所時に本人が事務局で押印。
- 内部監査時に研究協力者からもヒアリングを実施。

研究費の不正使用の具体例

③ 旅費の水増し請求

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり、不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 研究費を**私的**目的で使用したかった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

運賃名称	運賃種別コード
大人普通運賃	OWZ
往復割引	RTZ

文科省HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221226-mxt_kibanen01-1350200_1.pdf

- 出張前、旅行命令簿とともに打合せ通知や、相手方とのメール等を提出。
- 出張後、支払い書類とともに、必要書類・証拠書類(領収書・チケット半券等)を確認し、支払。

研究費の不正使用の具体例

④ 旅費の重複受給

同じ出張行程において、所属機関及び出張先の複数の研究機関から旅費を受給。

➔ 所属機関異動後に事務局が重複請求を発見・通報



その他、

- 学生を出張させた際に複数の機関から旅費を受給させ、自身へ還流させる
- 実際とは異なる行程の旅費を請求等の不正を行っていたことが発覚

不正発生の要因分析

- 高い評価を受けるためには**研究費を年度内に執行しなければならない**との考え(動機)
- 旅費の支払いに当たり、**他の機関から旅費が支給されているかどうかの事実確認**までは行われていなかった(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

文科省HP : https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/20221226-mxt_kibanken01-1350200_1.pdf

- 出張申請時に先方負担の有無を確認。打合せ通知や相手方とのメールのやり取り等提出。
- 内部監査時に打合せ相手への実態確認を行うことも。

研究費不正使用防止のための取組

誓約書の提出

職員及び取引業者からの誓約書の提出

最近の採用者等提出が必要な方には、別途依頼します。

誓約書

(公財) 東京都医学総合研究所 理事長 殿

私は、研究活動及び研究費の申請・執行にあたり、以下の誓約事項を守ることを誓約いたします。

なお、本誓約に違反した場合には、(公財) 東京都医学総合研究所や研究費配分機関等から処分を受けること、及び法的な責任を負うことを承知しております。

【誓約事項】

1. 「公益財団法人東京都医学総合研究所公正な研究活動を確保するための行動規範」、「公益財団法人東京都医学総合研究所研究者の不正行為及び研究費の不正使用等の防止に関する要綱」をはじめ、不正行為等防止に関わる各種規則等を遵守すること。
2. 不正行為等を行わない、もしくは不正行為等に関与しないこと。

20 年 月 日

所属（プロジェクト等名）： _____

職 種： _____

氏 名： _____ 印

（記入上の注意）

- ・すべて自署で記入してください。
- ・日付は記入日を記入してください。

研究活動における不正行為

□ 不正行為の疑いが発覚した場合

- 医学研において調査委員会を設置して、調査を実施



不正行為の疑惑を晴らそうとする場合、**自己の責任において**科学的根拠を示し説明する必要があります。

研究活動における不正行為

□ 不正行為と認定された場合

《研究者に対して》

- 医学研の職員就業規則に基づき、**懲戒処分**
- 配分機関から不正行為に該当する**研究費の全部または一部の返還**
- 当該競争的研究費への**応募資格の制限**
- 不正行為を行った者の**氏名も原則公表**

《機関に対して》

- **間接経費の減額等**の処分等



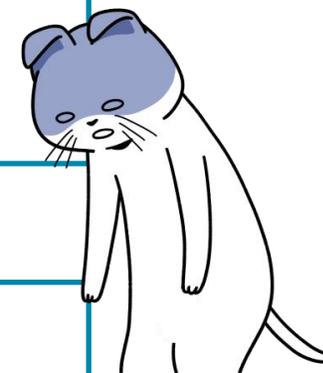
資金配分機関の不正に対する措置

研究活動の不正行為への応募制限措置

- | | | |
|-----------------------------|---|------|
| ➤ 研究当初から不正を意図していたなど特に悪質なもの | ➤ | 10年 |
| ➤ 不正行為があった研究に係る論文等の著者 | ➤ | 2～7年 |
| ➤ 上記以外の不正行為に関与した者 | ➤ | 2～3年 |
| ➤ 不正行為に関与していないものの論文等に責任を負う者 | ➤ | 1～3年 |

研究費の不正使用への応募制限措置

- | | | |
|---------------------|---|------|
| ➤ 私的流用を行った者 | ➤ | 10年 |
| ➤ 私的流用以外の不正使用を行った者 | ➤ | 1～5年 |
| ➤ 不正使用を行った研究者と共謀した者 | ➤ | 5年 |
| ➤ 善管注意義務違反 | ➤ | 最大2年 |



所内Web 支援系のページ

米澤泰明 | メッセージ(0) | 管理 | ログアウト | ページスタイル | セッティングモード

都医学研

Login 前へ 職員 DB

支援係 科研費 間接経費 AMED関係 民間助成金公募一覧 委員会 不正行為等防止対策 書式一覧&参考サイト一覧

《研究不正使用の実例》

所内web Top > 支援係 > 不正行為等防止対策 > 研究不正行為の実例

- 告発・相談窓口
- 研究不正行為の実例
- 研究費不正使用の実例

ログインユーザー ▶ 1人
登録ユーザー ▶ 565人

研究不正行為の実例

- 文部科学省公表の研究活動における不正行為が認定された実例は以下のサイトで確認できま

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360484.htm

★これまでに主に「捏造・改ざん」「盗用（自己盗用含む）」「多重投稿」などが認定されていて、

す。

都医学研

Login 前へ 職員 DB

支援係 科研費 間接経費 AMED関係 民間助成金公募一覧 委員会 不正行為等防止対策 書式一覧&参考サイト一覧

所内web Top > 支援係 > 不正行為等防止対策 > 研究費不正使用の実例

- 告発・相談窓口
- 研究不正行為の実例
- 研究費不正使用の実例

ログインユーザー ▶ 1人
登録ユーザー ▶ 565人

研究費不正使用の実例

- 文部科学省公表の研究機関における研究費の不正使用事案の実例は以下のサイトで確認できます。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

★「目的外使用」「カラ出張」「架空請求および過大請求」など、2020年度は4件、2021年度は9件、2022年度は5件です。

《研究不正行為の実例》

不正使用事案に基づく申請及び参加資格制限等の措置状況

【2022年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	嚴重注意
人数	3人	0人	0人	1人	0人	1人	1人

【2021年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	嚴重注意
人数	3人	2人	1人	0人	5人	1人	0人

【2020年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	嚴重注意
人数	1人	0人	0人	0人	0人	3人	0人

【2019年度】

参加資格制限等の期間	10年	5年	4年	3年	2年	1年	嚴重注意
人数	4人	2人	1人	2人	1人	0人	2人

所内Web 支援系のページ

- 1 公正な研究活動を確保するための行動規範
 - 2 研究者の不正行為及び研究費の不正使用等の防止に関する要綱
 - 3 不正行為等防止計画
- ※ 「科学の健全な発展のために—誠実な科学者の心得—」テキスト版



外部の機関による告発相談の窓口

あさひ法律事務所内
公益財団法人東京都医学総合研究所
不正行為等告発・相談窓口
弁護士 畑井研吾



住所 〒100-8385 東京都千代田区丸の内2-1-1 丸の内マイプラザ13階
TEL : 03-5219-0002 (受付時間 平日10:00~18:00) / FAX : 03-5219-2223
E-mail igakuken.kokuhatsusoudan@alo.jp

医学研に所属する職員等については、事務局長に直接告発等を行うことができます

受講後は・・・

所定の報告書を各研究倫理推進員／コンプライアンス推進員がとりまとめて、支援係に提出してください。

報告書の様式は、所内ウェブの支援係のページからもダウンロードできます！



【提出先】 支援係 若林 wakabayashi-ken@igakuken.or.jp

【提出期限】 2023年7月28日(金)